

平成25年度 事業計画

【事業計画の概要】

- 1 平成24年の交通安全運動は、市町村をはじめ関係機関・団体等が緊密に連携し、「高齢者事故防止」、「自転車走行ルール・マナーアップ」、「シートベルト全席着用」、「スピードダウン」、「飲酒運転根絶」、「居眠り運転防止」及び「デイ・ライト実践」の7大セーフティキャンペーンを軸とした通年運動や4期40日の期別運動、交通安全の日の運動、特別対策などを推進して、道民の交通安全意識の高揚に努めてまいりました。

その結果、交通事故死者は、前年の190人より10人多い200人で、統計上の最多であった昭和46年の889人の4分の1以下まで減少し、10年連続で「都道府県別交通事故死全国ワーストワン」を回避いたしました。

しかし、「死者数の5年連続減少」とはならず、依然として65歳以上の高齢者が交通事故死者の約半数近くを占めている現状や自転車による交通事故死傷者が全体の1割を超えていることから、本道の近年の交通事故の要因の分析や発生実態を検証し、各種の交通安全運動を道民総ぐるみで展開するほか、平成23年7月に策定された「第9次北海道交通安全計画（平成23年～平成27年）」に掲げられた「死者数175人以下」、「死傷者数の確実な減少」を目標に掲げ、「交通事故のない安全で安心な社会」を目指します。

- 2 平成25年の交通安全運動においては、北海道交通安全総合対策本部が策定した「平成25年における交通安全運動の推進方針」で、年間スローガン「ストップ・ザ・交通事故～めざせ安全で安心な北海道～」のもとに、通年運動の「高齢者事故防止」、「自転車走行ルール・マナーアップ」、「シートベルト全席着用」、「スピードダウン」、「飲酒運転根絶」、「居眠り運転防止」及び「デイ・ライト実践」の7大セーフティキャンペーンを引き続き展開してまいります。

更に、4期40日の期別運動、「交通事故死ゼロを目指す日」等の交通安全の日運動、交通死亡事故が多発した際に発表される「警報発表時の運動」等について、道や市町村をはじめとする関係機関・団体と緊密に連携し、創意工夫を凝らした効果的な事業を推進してまいります。

- 3 道民の善意で支えられている交通遺児育英事業については、資金の効果的な運用を図りながら、遺児の勉学に必要な資金の無利子貸付を行うほか、遺児を取り巻く昨今の厳しい経済・雇用状況に鑑み、平成25年4月1日から、給付金付き特例奨学金制度を導入し、交通遺児の皆さんの修学に貢献してまいります。
- 4 交通安全運動の実践的組織である地区交通安全推進協議会や北海道交通安全母の会の事務局業務を通じ、その活動を支援するとともに、効果的な交通安全運動を推進してまいります。

【事業計画】

第1 自主交通安全推進事業（公益目的事業1）

1 交通安全意識向上事業

- (1) 交通安全地域指導者セミナー

市町村の交通安全推進員等の技能向上を図るため、交通安全地域指導者セミナーを開催します。

- (2) 交通安全研修会等への講師の派遣

企業・団体等が行う交通安全研修会などに、講師として交通安全推進員を派遣します。

2 調査・研究事業

(1) 交通安全推進員の研修

地区交通安全推進員を対象に、交通安全推進員研修会を開催します。

(2) 交通安全推進員の設置

地区交通安全推進協議会に交通安全推進員を委嘱配置し、地域の実態に即した効果的な交通安全運動を推進するほか、地域の実情に応じた交通安全に関する調査を実施し地域住民に提供します。

3 広報事業

(1) 交通安全総決起大会の開催

秋の全国交通安全運動行事の一環として、関係機関・団体の参加を得て交通安全総決起大会を開催し、交通安全意識の高揚と事故防止を訴えます。

(2) 新聞紙面を活用した広報活動

正会員である新聞社と連携し、交通安全運動に関する自主的取組を積極的に支援し、新聞紙面を活用した広範な広報活動を推進します。

(3) ラジオスポット広報事業

交通死亡事故が多発する時期に、ラジオ媒体を通じ7大セーフティキャンペーンなどをテーマとした交通安全スポット放送による広報活動で、事故防止を呼びかけます。

(4) 広報啓発活動支援事業

関係機関・団体の特色ある交通安全活動や地域の問題を掲載する、機関誌「ゆっくり走ろう北海道」を発行し、交通安全情報を提供して安全意識の高揚を図ります。

(5) 交通安全ニューメディア啓発

ホームページを適時更新し、広範な交通安全情報を提供し交通安全運動に対する理解と協力を得ます。

4 表彰事業

交通安全の顕彰

(1) ゼロ運動顕彰

交通事故死ゼロ継続期間が、基準日数に達した市町村の交通安全推進委員会等を顕彰します。

(2) 指導員・奉仕員表彰

永年にわたり交通安全運動推進のため活躍した交通安全指導員、交通安全奉仕員を表彰します。

(3) 母の会会員表彰

永年にわたり子どもや高齢者等に対する交通安全活動推進のため活躍した、交通安全母の会会員等を表彰します。

(4) 一般表彰

地域又は職域等において交通安全推進のため顕著な活動をした個人・団体を表彰します。

(5) 業務貢献表彰

本委員会の業務遂行のため顕著な貢献をした個人・団体を表彰します。

第2 交通安全活動支援事業（公益目的事業2）

通年運動として7大セーフティキャンペーン等と連動し、地域・職域・学校等の交通安全を実施します。

1 交通安全啓発支援事業

(1) 広報啓発活動支援事業

交通安全運動の推進を図るため、各種啓発資材（広報用カセットテープ・CD、ポケットティッシュ等）を作成し各市町村等に配付します。

(2) デイ・ライト運動推進事業

ア デイ・ライト運動の浸透・定着を図るため、通年運動や期別運動で作成するポスター、チラシ等にデイ・ライト運動の標語を併記して、デイ・ライト運動を推進します。

イ 各地区交通安全推進員により毎月1回デイ・ライトの点灯率を調査し、調査結果を関係機関・団体に提供し実施率の向上と一般ドライバーの参画意識の高揚を図ります。

(3) 自転車の交通事故防止事業・交差点の交通事故防止事業

ア 自転車利用が始まる小学生や機会が増える中学生を対象に、「自転車安全利用五則」等を盛り込んだ自転車安全啓発リーフレットを作成配布し、児童、生徒をはじめとしてその保護者に対しても、自転車安全運転意識の向上を図ります。

イ 25年度新規の取組として、自転車通学等で利用する機会が多い高校生を重点に、事故・違反による法的責任を記載した内容のリーフレットを作成配布し、安全意識の高揚を図ります。

ウ 関係機関・団体と連携して各期の交通安全運動期間や自転車安全日等において、自転車の安全利用を呼びかけ事故防止を図ります。

エ 交通安全展等において、幼児2人同乗用の3人乗り自転車を展示し、自転車の安全利用を呼びかけ事故防止を図ります。

オ 交差点付近の事故防止を図るため、交通安全旗などを掲出し、歩行者や自転車利用者に対する安全指導と運転者に対する安全走行を呼びかけ事故防止を図ります。

(4) 期別運動

期別運動は、交通死亡事故が多発する時期に事故多発類型を踏まえ、春・夏・秋及び冬の4期40日の期間を設定し、各市町村・関係機関・団体等と相互に連携して実施します。

なお、春と秋の運動については、全国統一運動の一環として実施します。

運動名	実施期間	重点	全道統一行動日
春の全国交通安全運動	4/6（土） ～4/15（月）	○新入学児童・園児等や活動期に入る自転車利用者の事故防止をはじめ、以下の活動等を推進する。 ・高齢者の交通事故防止 ・スピードの出し過ぎ防止 ・全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用 ・飲酒運転の根絶	セーフティコール 4月6日（土） ゼロを目指す日 4月10日（水）

夏の交通安全運動	7/10(水) ～7/19(金)	○観光や夏型レジャー等に伴う事故防止をはじめ、以下の活動等を推進する。 ・子どもと高齢者の交通事故防止 ・二輪車・自転車乗用中の交通事故防止 ・居眠り運転による交通事故の防止 ・全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用 ・交差点の交通事故防止	セーフティコール 7月10日(水)
秋の全国交通安全運動	9/21(土) ～9/30(月)	○日没時間が早まることによる夕暮れ時と夜間の高齢歩行者 ・自転車の事故防止をはじめ、以下の活動等を推進する。 ・全ての座席のシートベルト・チャイルドシートの正しい着用 ・飲酒運転の根絶 ・夕暮れ時の早め点灯の強化によるデイ・ライトの推進	セーフティコール 9月21日(土) ゼロを目指す日 9月30日(月)
冬の交通安全運動	11/14(木) ～11/23(土)	○除雪に伴う冬道路面でのスリップ事故の防止をはじめ、以下の活動等を推進する。 ・高齢者の交通事故防止 ・夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止 ・交差点の交通事故防止 ・飲酒運転の根絶	セーフティコール 11月14日(木)

ア 期別運動時において、交通安全運動の重点等を周知する実施要綱やポスターを作成配布します。

イ 地域・職域・学校等では、それぞれの実態に応じた効果的な交通安全運動を展開します。

(5) 交通安全ライブラリー事業

ア 交通安全に関するビデオ・DVDを購入し、各市町村交通安全推進委員会や各団体等に広く貸出し、安全意識の高揚を図ります

イ 各種大会や交通安全パネル展で使用する交通安全パネル等を各市町村や各団体等に貸出し、安全意識の高揚を図ります。

(6) 交通安全啓発活動事業

ア 道民交通安全の日

毎月15日の「道民交通安全の日」には、期別運動におけるセーフティコールの活動に準じた啓発活動を関係機関・団体等と連携をしながら実施し、高齢者に対する一声アドバイスや街頭指導等の啓発活動のほか、交通安全旗の掲出や啓発資材を配付して、道民交通安全の日の周知と安全意識の高揚を図ります。

イ 6月25日の「無事故の日」には、交通安全母の会等と連携し、旗の波や啓発資材を配

付して、無事故の日の周知と安全意識の高揚を図ります。

ウ 8月19日の「バイクの日」には、二輪車の事故防止を訴える「交通安全三角旗」を作成し、二輪車の来訪が多い観光地等でライダーに配付して、安全意識の高揚と事故防止を呼びかけるほか、二輪車団体等が主催する啓発活動を支援します。

(7) 幼児の事故防止事業

幼稚園、保育所等で結成されている「こぐまクラブ」の活動を支援するため、こぐまクラブ活動の手引きを作成して、幼稚園等へ配布します。

2 交通事故防止支援事業

高齢者の交通事故防止事業

- (1) 高齢者の死亡事故が多発している市町村を重点に、高齢者疑似体験装置等を活用しながら、参加者に高齢者の動作・心理等を疑似体験していただくことにより、高齢者の事故防止を図るための講習会を開催します。
- (2) 各市町村や団体が実施する高齢者事故防止モデル事業に、必要な経費の一部を助成をし、事故防止を図ります。
- (3) 高齢者の事故事例を検証し「事故検証マップ」を作成して、高齢者の会合や集会で展示し、事故防止を図ります。
- (4) 市町村や老人クラブ、交通安全母の会等と連携し、夜光反射材の有用性と効果を体験・認識することにより、反射材の普及促進と事故防止を図ります。
- (5) 企業・団体で実施する安全大会や講習会等において、必要に応じて疑似体験装置等の貸出しをし、参加者に高齢者の疑似体験をしていただくことにより、高齢者の事故防止を図ります。
- (6) 市町村交通安全母の会が中心となって高齢者宅を訪問し、事故防止を呼びかけます。

3 交通安全運動の展開（関係機関等との連携事業）

(1) シートベルト全席着用

ア 関係機関・団体と連携し、各期の交通安全運動や集い等で全ての座席でのシートベルト・チャイルドシートの確実な着用を呼びかけます。

イ シートベルトやチャイルドシート着用の向上を図るため、街頭啓発等において着用を呼びかけます。

(2) スピードダウン運動

ア 関係機関・団体と連携し、各期の交通安全運動期間や集い等でスピードダウンを呼びかけます。

イ 暴走運転の危険性を認識していただくため、安全速度の励行を呼びかけるポスターを作成配付して、スピードダウンを呼びかけます。

(3) 飲酒運転根絶運動

ア 関係機関・団体と連携し、歓楽街等における啓発や飲食店への訪問活動で飲酒運転の根絶や車両の貸与、飲酒した者が運転する車両への同乗禁止を呼びかけます。

イ 各種会議や研修会において、飲酒疑似体験ゴーグルを活用し、飲酒後の平衡感覚の喪失や身体能力の低下を疑似体験することにより、飲酒運転の危険性の認識の向上やハンドルキーパー運動の推進のほか、就業前の飲酒状態の点検の普及を図る一環として、アルコールチェッカーを関係団体等に貸出しをして、飲酒運転の根絶を呼びかけます。

(4) 居眠り運転防止

ア 関係機関・団体と連携し、各期の交通安全運動等で居眠り運転防止を呼びかけます。

イ 居眠り運転防止用の啓発資材を街頭啓発等で配布して、居眠り運転防止を呼びかけま

す。

(5) 交通安全の日等の運動

ア 交通事故死ゼロを目指す日

4月10日と9月30日の「交通事故死ゼロを目指す日」には、期別運動におけるセーフティコールの活動に準じた啓発活動を関係機関・団体と連携をしながら、実施します。

イ 自転車安全日

毎月第1、第3金曜日の「自転車安全日」には、関係機関・団体と連携し、歩行者保護、交差点の安全通行、子どものヘルメット着用等、マナーの向上と自転車の安全利用を呼びかけます。

(6) 特別対策

「交通死亡事故多発警報」が発表された際や死亡事故の多発が懸念される時期には、会員に対し速やかに書簡などで周知を図るとともに、関係機関・団体と連携し、地域住民に事故防止を呼びかけます。

第3 交通遺児育英事業（公益目的事業3）

1 交通遺児就学助成事業

道内の中学校、中等教育学校、高等学校、専修学校（高等課程・専門課程）及び高等専門学校に在学又は入学する交通遺児（保護者が交通事故による後遺障害のため、就労できない家庭の子弟を含む。）に対して、奨学金（普通奨学金、入学奨学金）の無利子貸付を行います。

(1) 資金造成事業

必要に応じて、黄色い羽根街頭啓発活動時に必要な資材や募金箱を作製し、交通遺児育英事業の趣旨に賛同していただける関係機関・団体や企業等に提供します。

(2) 奨学金募集等事業

広く道民へ貸付事業の浸透を図るため、募集ポスターを作成し、学校を初めとして、関係機関・団体に配布します。

(3) 広報啓発活動事業

交通遺児奨学生等の連携を図るため、機関誌「フレンドリー通信」を年2回発行します。

(4) 称賛事業

奨学金の返還を完了した者へ記念品を贈呈するほか、交通遺児育英事業に多大な寄附をしていただいた団体・企業等に対し、感謝状等を贈呈します。

(5) 奨学金返還未納者調査

返還未納者に対し、電話及び手紙の督促を行うとともに、自宅訪問による調査を実施します。

2 特例奨学金（給付金付き）制度の導入

(1) 貸付を受けた奨学金の70%返還時、残り30%を本委員会から給付し返還を完了する。

(2) 返還期間は、最長65歳に達する月までとする（最短10年）。

(3) 月返還額は、原則5,000円以上とする（特殊事情は、協議する）。

3 作文募集事業

交通遺児奨学生等を対象とした作文コンテストを実施します。

第4 交通安全推進団体交付金事業（その他事業）

1 地区活動の充実

地区交通安全推進協議会の運営と地区活動を充実します。

2 地区交通安全独自活動への支援

地区交通安全推進協議会が実施する独自の交通安全活動を支援します。

3 母親交通安全活動の強化

北海道交通安全母の会の事務局業務を展開するほか、自主的に実施する交通安全事業を支援します。

第5 管理事業（法人会計）

1 社員総会を6月に開催し、決算の承認や役員を選任などを行います。

2 理事会を5月、6月及び3月に開催し、法人の事務執行の決定等を行います。

3 交通遺児奨学部会を4月に開催し、奨学生の決定等を行います。